

自筆証書遺言の方式緩和について

法制委員会 副委員長 木村 真理子 (65 期)

委員 平良 明久 (65 期)

1 はじめに

2018年7月6日に、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成30年法律第72号）が成立した。施行日は原則として2019年7月1日と定められたが、自筆証書遺言の方式緩和については施行日が同年1月13日と定められており、間近に迫っている。そこで本稿では、自筆証書遺言の方式に関する改正について、簡単な解説を行う。

なお、2018年相続法改正の全体像については、改めてLIBRA 2019年5月号に特集が掲載される予定である。

2 自筆証書遺言の作成方式の緩和

(1) 自筆証書遺言は、遺言者以外の者による偽造を防止する観点から「全文、日付及び氏名」を自書する必要がある（民法968条1項）。しかし、高齢者等にとって全文を自書することはかなりの労力を伴う場合も多く、この点が自筆証書遺言の利用を妨げる要因になっているとの指摘がなされていた。

(2) そこで、新法では、自筆証書遺言の作成を促進するため、①遺言書本文に②財産目録を添付する場合には、②財産目録については自書を要しないこととして、方式を一部緩和した（新法968条2項前段）。

具体的には、財産目録の作成方法として、パソコン等による作成はもとより、遺言者以外の者による代筆も可能であり、さらには、第三者が発行した書類（不動産の登記事項証明書、預貯金通帳の写し等）に「別紙1」などと記載して添付する方法も可能とされている。なお、①遺言書本文については、これまで通り全文自書を要すると解されている。

(3) 他方で、上記のような自書要件の緩和による偽造・変造を防ぐため、自書によらない財産目録には、

遺言者が毎葉に署名及び押印を行う必要がある。また、自書によらない記載が両面に及ぶ場合は、遺言者の署名押印はその両面に行う必要がある（同項後段）。なお、各押印が同一の印章によらなくても方式違反にはならないと言われている。

3 財産目録の加除変更方式

自書によらない財産目録について加除その他の変更を行う場合には、新法968条3項（旧法968条2項と同内容）の規定に基づき、財産目録の実質的な差し替え（新しい財産目録の追加および古い財産目録の無効化）の方法によることも可能と考えられている。ただし、その場合は、同規定に従うための具体的方式が複雑になるので、注意を要する（一例として、古い財産目録を除去してはならず、バツをつけた上で添付したままにしておく必要があるなどと言われている）。

4 最後に

本改正で財産目録の自書が不要となったことにより、高齢者等が自筆証書遺言を活用しやすくなったと言え、弁護士としてもアドバイスの選択肢が増えると考えられる。

他方で、自書によらない財産目録を用いた遺言については、偽造変造の有無について慎重な判断がされる可能性も考えうる。遺言作成に弁護士が関わる場合には、偽造変造の疑いを防ぐような作成・保管方法を心がけたほうが良いだろう。一例として、遺言全体にわたり同一の印章を使うことや、契印や、本改正で新設された自筆証書遺言の保管制度を利用すること等の工夫が考えられる（同保管制度については法務省のウェブサイト（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html）参照のこと。施行日は2020年7月10日である）。